

## 那覇市中小企業振興基本条例

平成22年12月24日

条例第30号

私たちの住む那覇市は、亜熱帯海洋性気候に育まれた琉球諸島の拠点都市であり、古くは、琉球王国の王都として、アジア諸国との交易や交流により政治、経済及び文化の中心地として繁栄してきた。第二次世界大戦の戦禍により、市内は焼け野原となったが、“奇跡の1マイル”と呼ばれた国際通りやマチグラーに象徴されるように、沖縄県を代表する商都として、また観光交流都市として発展を遂げてきた。

そのなかにあつて、市内の事業所の大多数を占める中小企業は、経済の活性化や雇用の担い手として重要な役割を果たし、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献してきた。

那覇市が将来にわたり、豊かな地域環境を保全し持続可能な発展を図るためには、中小企業の振興による雇用の増大や所得の向上により、さらなる地域経済の活性化を実現する必要がある。それにより市税の増収などをとおして都市経営の安定につながり、市民サービスの向上や魅力ある那覇のまちづくりが実現されるなどの好循環が生み出される。

本市は、中小企業の振興を重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において重要な役割を果たしている中小企業の振興の基本となる事項を定めるとともに、関係者の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (3) 大企業者等 事業者、企業団体、経済団体等であつて中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

- (4) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (5) 商店会 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び中小企業団体(以下「中小企業者等」という。)の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に応じた施策を事業者、市民、NPO及び市が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の規定に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。
- (5) 観光需要の創出により、市内消費の拡大を図ること。
- (6) 商店街の振興を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置、国等との連携及び協力による施策の推進並びに必要な応じて国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の実施、雇用の安定等に自主的に取り組むとともに、地域環境との調和及び消費生活の安全確保に十分配慮するものとする。

(商店街における事業者等の責務)

第7条 商店街における事業者は、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

- (1) 自らの意思により又は商店会から要請があったときは、商店会に加入すること。
- (2) 商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすること。

2 商店会は、前項各号に掲げる事項に関し、商店街における事業者の協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業者等とともに地域経済の振興に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(施策の公表)

第10条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。